

Ⅲ 景観形成の方針

1 | 景観形成の方針（景観法第8条第3項）

本計画では、「人が生きる風景を守り、育む」という目的を達成するため、その手段となる景観形成の方向性を定めます。

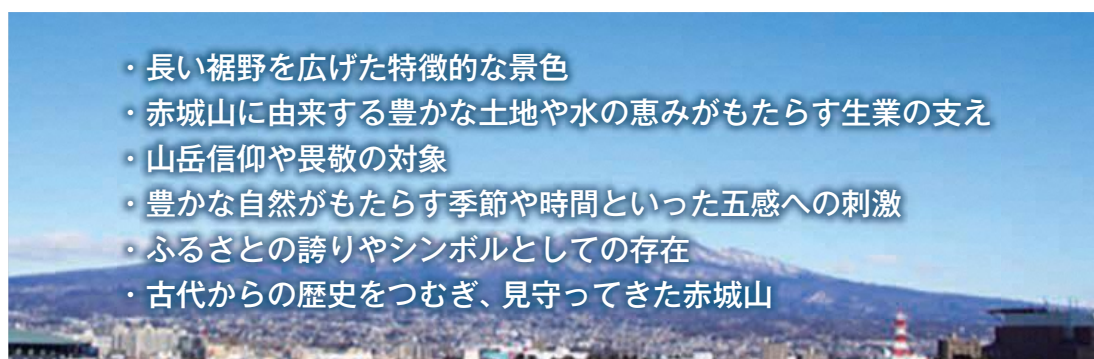
本市にはさまざまな景観特性や景観資源が存在しますが、将来にわたってそれらを守り、育むための大きな方向性を「計画のテーマ」とします。さらに、このテーマに基づき、本市固有の「前橋らしさを感じられる景観」をさらに磨き上げるための視点として、「4つの方針」を設定します。

（1）計画のテーマ

本市のこれまでの景観形成の歩みを継承し、一貫性が担保された計画とするとともに、多くの市民が誇らしと感じる本市の景観特性を考慮し、前計画と同様に、

振り返りたくなる風景がある

を計画のテーマとします。



本市の日常の風景には、寄り添うようにいつも「赤城山」があります。

赤城山の存在は、本市での暮らしと切り離せない関係にあるうえ、計画策定にあたって実施した市民向けアンケートや聞き取り調査等においても、赤城山に関連する意見が多く寄せられ、全市的なテーマとして重視する必要があることが改めて明らかになりました。

また、本市の街並みは、赤城山と利根川によってつくられるダイナミックな地形の中にあって、古代からの多くの人たちの営みが折り重なり、散在し、出現する多様性が魅力です。

この魅力をベースとして、本計画では、遠方に広がる赤城山の雄大な風景と、眼前に展開される日常の風景が調和し、本市で暮らす人や訪れる人が思わず振り返りたくなる風景がある、そうした景観のあり方を目指すこととします。

(2) 4つの方針

計画のテーマを具現化するとともに、前項で網羅した「前橋らしさを感じられる景観特性」を磨いていくうえで大切にすべき視点として、4つの方針を掲げます。

①水と緑が織り成す前橋らしい景観まちづくり【水と緑】

本市を象徴する雄大な自然を生かした景観まちづくりを推進します。

市内から遠方を見渡すと、雄大な赤城山を背景に街並みが広がり、豊かな水量をたたえる幾筋もの河川が北から南へと流れ、裾野には広大な田園風景を望むことができます。これらは前橋を象徴する風景として、古くから市民に親しまれてきました。また、市街地においては、ケヤキやイチョウなどの街路樹が地域を彩り、山間部においては豊かな緑がスローシティの暮らしぶりを想起させてくれます。

こうした水と緑が織り成す雄大な自然を生かした、前橋らしい景観まちづくりを推進します。

②県都にふさわしい風格と質感のある街並みづくり【風格と質感】

県都にふさわしい形態・意匠・色彩により、貫禄と落ち着きのある街並みづくりを推進します。

上毛かるたで「県都まえばし生糸の市（いとのみち）」とうたわれるように、本市は製糸業を中心に発展し、今も残る養蚕農家や臨江閣などからは、近代前橋の面影と風格を感じることができます。昭和50年代以降は、「水と緑と詩のまち」をキャッチフレーズに、多くの文化人を輩出した情緒あふれる風土を活かして、県都としての質感を育んできました。

このような風格と質感をもった景観を維持するため、県都にふさわしい形態・意匠・色彩により、貫禄と落ち着きのある街並みづくりを推進します。

③地域性と歴史性を生かした市民協働による地域づくり【地域性と歴史性】

市民や事業者と協働し、文化的・歴史的な景観資源を守り、活用する地域づくりを推進します。

かつて豪族たちが活躍した時代には、本市は上野国の政治の要として大いに栄え、古墳群や国府跡などの歴史遺産がその足跡を今に伝えています。また、古来より根付く赤城山信仰に由来するお社や、戦国の世を偲ぶ城址群、暮らしを支えた養蚕の歴史など、地域を特徴づける文化的・歴史的な資源が身近な環境に息づき、落ち着きのある市街地が形成されています。

今後も地域性と歴史性を大切にするため、市民・事業者・行政の協働により、これらの景観資源を守り、活用する地域づくりを推進します。

④人にやさしく心地よさのある生活環境づくり【やさしさと心地よさ】

地域のイメージにふさわしい生活空間を整え、楽しく歩ける環境づくりを推進します。

中核市として発展を続ける前橋市には、鉄道駅や公共施設、道路結節点の周辺など、生活の起点となる地域や、大型商業施設を含めたにぎわいのある商業地、計画的に配置された工場群や住宅団地など、多様な都市機能がまとまりをもって集積し、それぞれの機能が幹線道路や鉄道といった都市の軸によって結びついています。

どの場所であっても、誰もが安心して心地よく過ごせるよう、それぞれの地域イメージにふさわしい空間を整えるとともに、楽しく歩けるウォーカブルな環境づくりを推進します。

2 | 行動指針

良好な景観を実現するためには、市民、事業者、行政のそれぞれが景観形成の主体であることを認識するとともに、本計画の考え方や方針を広く共有し、それぞれが協働していくことが重要です。そこで、本計画の実現に向けて、各主体の行動指針を次のように定めます。

(1) 市民の役割

市民は、本計画に示す計画のテーマと方針に基づき、良好な景観形成への取り組みに関する理解を深めるとともに、自らが主体となり、他の主体とも協力しながら、良好な景観形成に取り組む役割を担います。

市民は、市が実施する景観形成に関する施策に協力し、良好な景観形成を推進する役割を担います。

(2) 事業者の役割

事業者は、本計画に示す計画のテーマと方針に基づき、良好な景観形成への取り組みに関する理解を深めるとともに、土地の利用等による事業活動に際し、良好な景観形成に取り組む役割を担います。

事業者は、市が実施する景観形成に関する施策に協力し、良好な景観形成を推進する役割を担います。

(3) 行政の役割

市は、本計画に示す計画のテーマと方針に基づき、良好な景観形成を実現するため、総合的かつ計画的な施策を策定するとともに、これを実施する役割を担います。

市は、施策の策定及び実施にあたって、未来を担う子どもや若者を含め、市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めます。

市は、市が実施する各種事業において、良好な景観形成に関する先導的な役割を担います。

市は、市民及び事業者が主体的に良好な景観形成に取り組むことができるように、良好な景観形成に関する情報提供を積極的に行うなど、景観形成に関する意識啓発及び取り組みに対する支援に努めます。

